

『北九州市旅館業法及び北九州市旅館業法施行条例の施行
に関する規則』を改正しました。

浴槽水の糞便汚染に係る指標を最適化するため、国の指針「公衆浴場における水質基準等に関する指針」が改正されたことに伴い「旅館業における衛生等管理要領」が改正され、本市もその趣旨を踏まえ、規則の改正を行いました。

—令和7年4月1日から変わります—

入浴施設の浴槽水の糞便汚染に係る指標を
最適化するため水質基準を改正しました。

「**大腸菌群**は、1ミリリットルにつき1個以下であること。」



「**大腸菌**は、1ミリリットルにつき1個以下であること。」

安全に入浴施設を利用できるよう
皆さまのご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

【小倉北区、小倉南区、門司区の施設】

保健所東部生活衛生課 環境衛生係 電話：093-522-8728

【若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区の施設】

保健所西部生活衛生課 環境衛生係 電話：093-622-4614